

2018年11月6日

三田市長 森 哲男 様

兵庫県地域人権運動連合 議長 前田 泰義
丹有地域人権運動連合会 会長 西本 嘉宏
支部長

(連絡先: [redacted])
三田市あかし台1丁目 [redacted])

憲法の原則通りの市民施策の充実と 「同和行政」の完全終結を求める要求書

三田市が抱えるさまざまな課題に対してのご尽力に敬意を表します。

さて、丹有地域人権運動連合会（丹有人権連）は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な要求実現のため、地域人権運動を進めています。部落問題解決への障害になる課題の克服もその一環として取り組んでいます。

今日、国が憲法の三大原理を蔑ろにするとともに、国民の生活と福祉を犠牲する悪政を進めています。三田市が国の悪政の防波堤になり、憲法が保障する平和、人権と民主主義を生かし、市民の生活と福祉の向上、人権保障の施策を実行することが求められています。

下記の項目について要求書を提出しますので、12月下旬までに文書での回答、及び、懇談の場を設定されるよう要請致します。

記

- (1) 「非核平和都市宣言」だけでなく、戦争は人権破壊の最たるものであるという認識のもと、違憲立法である「安保法制」（戦争法）の廃止と戦争放棄を謳った憲法9条の遵守を国に表明・要請すること。
- (2) 憲法を守り、市民の人権を保障する市政の推進にあたられること。
特に、市民の生命を守る大切な三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実に努めること。「三田市民病院改革プラン」だけでなく、病院利用者とともに広く市民の意見を聞く機会を設けること。
- (3) 昨年の要求書の回答で、「人権問題」とは「差別のない社会の実現」とされているが、憲法の人権規定を歪められている。改めて「人権問題とは何か」を明らかにするとともに、「部落問題の解決された状態とはどのような状態か」に照らして、三田市における「部落問題の現状と到達点」と解決の道筋を市民に明らかにすること。
また、「障がい者監禁事件」の三田市の取り組みの反省と課題を明らかにすること。
- (4) 昨年の要求書の回答で、『同和地区』『同和地区住民』と呼ぶ地域は市内にはありません。」とされましたが、市民への広報等の実態を明らかにすること。
- (5) (4) の回答と矛盾する「同和地域」の線引きを残し部落問題解決に逆行する、市単独費用で実施されている社会事業である「解放学級」を廃止すること。
- (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」（2016年12月16日施行）については、丹有人権連が別途「申し入れ」をしており、それについて協議の場を設定すること。
三田市の市民啓発では、法律と一体の「付帯決議」について講演や広報でなされていない。三田市の「付帯決議」についての見解を明らかにし、「付帯決議」を市民にどのように啓発されるのか明らかにすること。
同時に、昨年度の「人権相談」の実態と今年6月から実施されているモニタリングの実態を明らかにすること。
- (8) 昨年度の回答で、「三田市人権を考える会」についてオンブズパーソンの調査結果をあげられているが、事実誤認があり（「業務の分担」と組織とは別問題）、民間組織にするため、事務局を三田市・人権推進課の職員が担当することをやめること。
また、「市内31団体（組織）」「市の人権施策との連携」の実態を明らかにするとともに、「補助」でなく丸が抱えの「運営資金」提供を廃止すること。 （以上）